

令和7年5月29日 分「告示と公告に関するページ」掲載一覧表

種別	番号	件名
告示	132	海老名市指定地域密着型サービス事業者の指定について
告示	133	海老名市指定下水道工事店の変更について（指定番号423）
告示	134	海老名市指定下水道工事店の指定について（指定番号616）
教委規則	2	海老名市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則の一部を改正する規則
監査告示	5	定期監査（市民協働部）の結果について
告示	—	動物の収容について（5月28日収容）



海老名市告示第132号

海老名市指定地域密着型サービス事業者を指定したので、介護保険法（平成9年法律第123号）第78条の11の規定に基づき公示する。

令和7年5月29日

海老名市長 内 野



海老名市指定地域密着型サービス事業者

- | | |
|------------|------------------------|
| 1 事業者名称 | 株式会社リープス |
| 2 事業所番号 | 1494200213 |
| 3 事業所名称 | デイサービス太陽の家 |
| 4 事業所所在地 | 海老名市上今泉6-28-1 |
| 5 指定年月日 | 令和7年5月29日 |
| 6 指定有効期間 | 令和7年6月1日から令和13年5月31日まで |
| 7 指定サービス種類 | 地域密着型通所介護 |

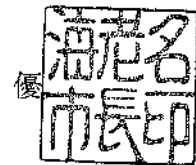


海老名市告示第 133 号

海老名市指定下水道工事店の変更があったので、下記のとおり告示する。

令和 7 年 5 月 29 日

海老名市長 内 野



記

指定番号 423 株式会社 内田総合

異動事項	変 更 後	変 更 前
営業所移転	横須賀市佐原四丁目1番9号	横須賀市佐原三丁目22番6号

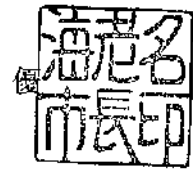


海老名市告示第 134 号

海老名市指定下水道工事店を下記のとおり指定したので告示する。

令和 7 年 5 月 29 日

海老名市長 内 野



記

指定番号	工事店名	代 表 者	所 在 地
616	有限会社 中島商会	中嶋 洋子	小田原市桑原182番地の4



海老名市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年5月29日

海老名市教育委員会



教育長

伊藤 文康

海老名市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則の一部を
改正する規則

海老名市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則（昭和49年教委規則第2号）の一部を次のように改正する。

第2条第16号中「不服申立て」を「審査請求（教育長に委任された行政処分に係るものを除く。）」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。



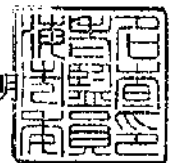
海老名市監査委員告示第 5 号

地方自治法第199条第4項の規定に基づき、市民協働部の定期監査を海老名市監査基準に準拠し実施したので、同条第9項の規定によりその結果に関する報告を別紙のとおり公表する。

令和 7 年 5 月 29 日

海老名市監査委員

雨宮 徳明



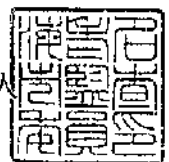
海老名市監査委員

清水 昭



海老名市監査委員

森下 賢人



定期監査結果報告書

1 監査の対象部課及び所掌事務

【市民協働部】

(1) 市民活動推進課

市民参加の推進に関すること。市民活動の支援に関すること。郷土意識の高揚に関すること。都市間交流に関すること。生涯学習に関すること。えびな市民活動センターに関すること。部の庶務及び調整に関すること。部内の事務分掌の調整に関すること。

(2) 地域づくり課

地域自治活動の支援に関すること。市政連絡に関すること。コミュニティセンター及び文化センターに関すること。防犯対策に関すること。防犯カメラの設置及び運用に関すること。防犯灯の設置及び運用に関すること。交通安全に関すること。安全安心ステーションに関すること。

(3) 市民相談課

人権問題に関すること。男女共同参画に関する施策の総合調整に関すること。国際化に関すること。平和都市に関すること。広聴に関すること。市民相談に関すること。消費生活に関すること。外部労働者からの公益通報制度に関すること。消費生活センターに関すること。配偶者暴力相談に関すること。市長への手紙等に関すること。

(4) 文化スポーツ課

文化振興に関すること。文化会館に関すること。スポーツ振興に関すること。スポーツ関係団体の指導助言に関すること。スポーツ施設に関すること。海老名運動公園、北部公園及び中野公園に関すること。河原口高水敷の利活用に関すること。

(5) 窓口サービス課

住民基本台帳に関すること。印鑑登録に関すること。住民実態調査に関すること。住民基本台帳カード等に関すること。個人番号の指定及び通知、個人番号カードの交付等に関すること。市民総合窓口の総合調整に関すること。特別永住者等に関すること。市県民税、固定資産税関係の証明に関すること。戸籍に関すること。破産者及び犯罪人の名簿に関すること。身元照会等に関すること。人口動態調査に関すること。埋火葬及び改葬の許可に関すること。

2 監査の対象範囲

監査の対象部課の所管に属する財務に関する事務

3 監査の対象期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

4 監査の方法

財務に関する事務が法令に基づき適正に行われているかを主眼として、対象期間における次に掲げる事務について監査対象を抽出し、書面調査等を実施するとともに、関係職員から説明を求めた。

- (1) 予算の執行・収入支出に関する事務
- (2) 契約に関する事務
- (3) 財産管理に関する事務
- (4) 庶務に関する事務
- (5) 補助金交付に関する事務

5 監査年月日

令和7年5月26日

6 監査の結果

監査対象部課における予算の執行・収入支出事務、契約事務、財産管理事務、庶務事務、補助金交付事務及び指定管理業務については市民活動推進課の次の点を除き、適正に執行されていると認められた。今後においては適正な事務執行に努められたい。

・市民活動推進課が所管する施設において、災害対応自動販売機の設置に伴う行政財産の目的外使用料について、「海老名市行政財産の目的外使用に係る使用料に関する条例」第10条第4項および「災害時における支援及び防災力の向上に関する協定書」第2条第2項に基づいて、減免措置が講じられている。このたび実施した定期監査の中で、増設された災害対応自動販売機について、減免適用の根拠となる協定書の内容が未更新であることを確認せずに手続きが進められていた事例があった。



狂犬病予防法第6条第1項（同法第18条第1項）、動物の愛護及び管理に関する法律第35条第3項（同法第36条第2項）、及び神奈川県動物の愛護及び管理に関する条例第10条第3項（同条例第12条第1項及び第16条第2項）の規定により次のとおり収容したので、飼養者は神奈川県動物愛護センターに届け出て引取って下さい。

なお、定められた期日までに引きとらない場合には、規定により処分されます。

令和7年5月29日

海老名市長 内 野



- 1 収容日 令和7年5月28日
- 2 収容（引取）期限 令和7年6月3日
- 3 引渡場所 神奈川県動物愛護センター
平塚市土屋401番地
電話 0463 (58) 3411

4 収容動物

番号	動物	種類	毛色	体 格	性別	抑留 収容した場所	時 間	首輪有無 色
1	犬 他	柴	茶	大・中・小・幼	牝・牝	海老名市杉久保	14:30	有 無 青
2	犬 他			大・中・小・幼	牡・牝		:	有 無
3	犬 他			大・中・小・幼	牡・牝		:	有 無
4	犬 他			大・中・小・幼	牡・牝		:	有 無
5	犬 他			大・中・小・幼	牡・牝		:	有 無